

1. 2015年度事業の基本方針(案)

移動サービスネットワークみやぎの活動目的を本年度も、[移動サービスの提供、または、サービスの提供を計画している非営利団体が、相互に協力して移動サービスの向上と普及を図り、情報交換とネットワーク活動により問題解決をはかり、「だれでも、いつでも、どこへでも」移動できる社会の実現に寄与すること]として定め、今後も引き続き移動困難者の立場にたって、移動サービスを推進することとします。

国は自家用有償旅客運送(福祉有償運送・過疎地有償運送・市町村運営有償運送)の事務権限を2015年4月以降地方自治体に移譲することを決定しました。希望する市町村による手挙げ方式が基本となり、市町村が手を挙げない区域については、都道府県も手を挙げることができると規定されています。権限移譲は、国土交通行政の一部(登録に必要な地域の合意形成のみ)を担当してきた自治体が本来の役割である地域住民のニーズや地域交通の現状を把握し、地域資源を生かし創意工夫を行うための大きな転換点でもあります。

このような考えのもと、全国移動サービスネットワークは全国5地区「自家用有償旅客運送の事務・権限移譲に関するセミナー」開催し、地域住民の移動ニーズに的確に対応できる地域社会をつくることを目的として、権限移譲と制度見直しを考えるシンポジウムを、仙台市においても開催しました。

現在「事務権限移譲」に手を挙げた自治体は国全体でも数少なく、県内はゼロであります。

しかし、全国各地で検討中であるとの情報もあるので、これらの情報を取り入れ、自治体とのかかわりを積極的に進めていきます。

介護保険制度改正に伴って今後3年間で各自治体が導入する「介護・予防日常生活支援総合事業」では、移動支援や移送前後の生活支援も含まれているので今後、移動の問題の鍵を握るのは、自治体であります。

とくに、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン別紙「訪問型サービスの例」に「訪問型サービスD(移動支援)」規定されています。

地域支え合い型「移動サービス」(登録不要の活動)の勉強会でも確認されましたが、厚生労働省が地域包括ケアの中に「移動支援」を位置づけているように、地域支え合い型移動サービスは、日常生活に必要不可欠のサービスのひとつでもあります。

この制度を理解し、活動に生かしていくために学習会を行います。

以上のことを中心として取り組みながら、情報の共有と発信では、ホームページのリニューアル化、認定講習事業として、福祉有償運送運転者講習、インストラクターの養成、新しく移動サービス活動に取り組む事業所に対する相談事業と会員の組織化に取り組みます。

2、具体的な事業計画

(1) 支援センター運営

項目	内容
1) 情報収集及び発信	○各種研修会参加 ・全国ネット主催等 ○ホームページリニューアル、メールの発信
2) 認定講習の実施	年5回+随時（開催最低受講者数条件 8名） 5月、7月、9月、11月、2月
3) 相談、協力、支援	○移動サービスフェスタ ・ウェルフェア 2015 参加取り組み ○相談・支援活動 ○会員拡大活動
4) 政策提言	○宮城県、各市町村との意見交換会(事務権限移譲等) ○全国ネットと連動
5) 各種研修会	○生活支援サービス(訪問型サービスD)について学習会 6月27日 総会&学習会 仙台市NPOプラザ ○有償運送運転者講習インストラクター養成講座 ○運転者フォローアップ研修 ○ディサービス等送迎運転者講習 ○各団体への研修

(2) 組織関連活動

1) 総会開催	・通常総会（6月27日）宮城県NPOプラザ
2) 理事会開催	・年3回 7月 10月 2月